

# 自主点検表【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス】

(令和元年10月版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・満たしている … ○</li> <li>・一部満たしていない … △</li> <li>・満たしていない … ×</li> <li>・該当なし … —</li> </ul> |
|--|

※満たしていないものがあつた場合、「評価」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	
記入者	

●凡例

- 平29宇告44 … 「宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第44号)
- 平29宇告45 … 「宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第45号)
- 平29宇告47 … 「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第47号)
- 法 … 介護保険法

【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

0 総則

項目	基準	根拠条文	評価
1 事業の一般原則	① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	平29宇告44第3条	
	② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	平29宇告45第3条	
	③ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。		
2 暴力団員等の排除	① 事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。	平29宇告44第4条	
	② 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。	平29宇告45第4条	

【通所介護相当サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	通所介護相当サービスの事業は、既に旧介護予防通所介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が難しい場合等に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告44第44条	

【通所介護相当サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	<p>① 事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師 サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p>	平29宇告44第45条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>三 介護職員 サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と指定通所介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該サービス事業所におけるサービス又は指定通所介護の利用者。以下この条から第47条までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認め</p> <p>四 機能訓練指導員 1以上</p>		
	② 事業所の利用定員（当該サービス事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び同項第3号に規定する介護職員の員数を、サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に当該看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。		
	③ 事業者は、サービスの単位ごとに、①三の介護職員（②の適用を受ける場合にあつては、②の看護職員又は介護職員。④及び⑦において同じ。）を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。		
	④ ①及び②の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他のサービスの単位の介護職員として従事することができる。		
	⑤ ①から④までのサービスの単位は、通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。		
	⑥ ①四に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、事業所の他の職務に従事することができるものとする。		
	⑦ ①一に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。		
	⑧ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
2 管理者	① 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告44 第46条	

### 【短時間型通所サービス】

#### 1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	短時間型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告45 第43条	

項目	基準	根拠条文	評価
----	----	------	----

【短時間型通所サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	<p>① 事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 サービスの提供日ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護職員等」という。）  サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に看護職員等（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（サービス事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と指定通所介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該指定短時間型通所サービス事業所における指定短時間型通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この条から第46条までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりにつき必要と認められる数</p> <p>三 機能訓練指導員 1以上</p>	平29宇告45 第44条	
	② 事業者は、サービスの単位ごとに、看護職員等を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。		
	③ ①の規定にかかわらず、看護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の短時間型通所サービスの単位の看護職員等として従事することができるものとする。		
	④ ①～③に規定するサービスの単位は、短時間型通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。		
	⑤ ①三に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、短時間型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。		
	⑥ ①一に規定する生活相談員又は看護職員等のうち1人以上は、常勤でなければならない。		
	⑦ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、短時間型通所サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
2 管理者	① 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告45 第45条	

項目	基準	根拠条文	評価
----	----	------	----

【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	① 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及びサービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。	平29宇告44第47条	
	② ①に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。  一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。  二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	平29宇告45第46条	
	③ ①に掲げる設備は、専ら当該サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。		
	④ ③のただし書の場合（事業者が①に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス（短時間型通所サービス）以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に当該事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。		
	⑤ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

4 運営に関する基準①

項目	基準	根拠条文	評価
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、17に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第9条準用	
	② 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	平29宇告45第60条 平29宇告45第9条準用	
	③ ②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>④ 事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ②各号に掲げる方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ⑤の承諾を得た事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	平29字告44第61条 平29字告44第10条準用 平29字告45第60条 平29字告45第10条準用	
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	平29字告44第61条 平29字告44第11条準用 平29字告45第60条 平29字告45第11条準用	
4 受給資格等の確認	<p>① 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無及びその有効期間を確かめるものとする。</p> <p>② 事業者は、①の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。</p>	平29字告44第61条 平29字告44第12条準用 平29字告45第60条 平29字告45第12条準用	
5 要介護認定等の申請に係る援助	<p>① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>② 事業所は、介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要があると認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	平29字告44第61条 平29字告44第13条準用 平29字告45第60条 平29字告45第13条準用	
6 心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）第25条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平29字告44第61条 平29字告44第14条準用 平29字告45第60条 平29字告45第14条準用	

項目	基準	根拠条文	評価
7 地域包括支援センター等との連携	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第15条準用	
	② 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平29宇告45第60条 平29宇告45第15条準用	
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」と総称する。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第16条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第16条準用	
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿ったサービスを提供しなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第17条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第17条準用	
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第18条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第18条準用	

項目	基準	根拠条文	評価
11 サービスの提供の記録	① 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	平29字告44第61条 平29字告44第20条準用	
	② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	平29字告45第60条 平29字告45第20条準用	
12 利用料等の受領	① 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る費用基準額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	平29字告44第48条 平29字告45第47条	
	② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		
	③ 事業者は、①、②の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 食事の提供に要する費用 三 おむつ代 四 ①～③に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用		
	④ ③二に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。		
	⑤ 事業者は、③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
13 証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	平29字告44第61条 平29字告44第22条準用 平29字告45第60条 平29字告45第22条準用	
14 利用者に関する本市等への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になつたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によつて第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	平29字告44第61条 平29字告44第24条準用 平29字告45第60条 平29字告45第24条準用	
15 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平29字告44第61条 平29字告44第25条準用 平29字告45第60条 平29字告45第25条準用	

項目	基準	根拠条文	評価				
16 管理者の責務	① 事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	平29宇告44第49条 平29宇告45第48条					
	② 事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。						
17 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの利用定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 個人情報の取扱い 九 緊急時等における対応方法 十 非常災害対策 十一 その他運営に関する重要事項	平29宇告44第50条 平29宇告45第49条					
18 勤務体制の確保等	① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所の単位ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。	平29宇告44第51条 平29宇告45第50条					
	② 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。						
	③ 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。						
19 定員の遵守	事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	平29宇告44第52条 平29宇告45第51条					
	<table border="1"> <tr> <td>直近1ヶ月の延利用者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>直近1ヶ月の平均利用者数 (直近1ヶ月の延利用者数÷直近1ヶ月の日数)</td> <td>人 (小数点以下切り上げ)</td> </tr> </table>	直近1ヶ月の延利用者数	人	直近1ヶ月の平均利用者数 (直近1ヶ月の延利用者数÷直近1ヶ月の日数)	人 (小数点以下切り上げ)		
直近1ヶ月の延利用者数	人						
直近1ヶ月の平均利用者数 (直近1ヶ月の延利用者数÷直近1ヶ月の日数)	人 (小数点以下切り上げ)						
20 非常災害対策	事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	平29宇告44第53条 平29宇告45第52条					
21 衛生管理等	① 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第54条 平29宇告45第53条					
	② 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。						
22 事故発生時の対応	① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  ※ 事故発生時の対応は、「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。	平29宇告44第55条 平29宇告45第54条					
	② 事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。						
	③ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。						
	④ 事業者は、3 設備に関する基準 1④に規定する指定サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。						



項目	基準	根拠条文	評価
23 掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、17に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項に関する規程等」という。）を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、重要事項に関する規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもって当該掲示に代えることができる。	平29宇告44第61条 平29宇告44第31条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第30条準用	
24 秘密保持等	① 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	平29宇告44第61条	
	② 事業者は、事業所の従業員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第32条準用 平29宇告45第60条	
	③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	平29宇告45第31条準用	
25 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第32条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第31条準用	
26 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止	事業者は、地域包括支援センター又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第34条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第33条準用	
27 苦情処理	① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第35条準用	
	② 事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	平29宇告45第60条	
	③ 事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は本市の職員による質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	平29宇告45第34条準用	
	④ 事業者は、本市からの求めがあつた場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。		
	⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。		
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
28 地域との連携	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第36条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第35条準用	
29 会計の区分	事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第38条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第37条準用	
30 事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	① 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。  一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止し、又は休止しようとする理由 三 現にサービスを受けている者に対する措置  四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	平29宇告44第61条  平29宇告44第43条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第42条準用	
	② 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、その者に係る地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。		
31 記録の整備	① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	平29宇告44第56条	
	② 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。  一 8②に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  二 5 運営に関する基準②二に規定する個別計画 三 11②に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 14に規定する本市等への通知に係る記録 五 27②に規定する苦情の内容等の記録	平29宇告45第55条	
	③ 事業者は、1に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		
32 安全管理体制等の確保	① 事業者は、サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。	平29宇告44第60条 平29宇告45第59条	
	② 事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。		
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。		
	④ 事業者は、サービスの提供を行つているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
<b>【通所介護相当サービス】</b>			
5 運営に関する基準②			
項目	基準	根拠条文	評価
1 通所介護相当サービスの基本取扱方針	<p>① サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	平29宇告44第57条	
2 サービスの具体的取扱方針	<p>① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 事業所の管理者は、一に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス個別計画（以下この章において「個別計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 事業所の管理者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 事業所の管理者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十一 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。</p> <p>十二 一から十までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。</p>	平29宇告44第58条	

項目	基準	根拠条文	評価
3 サービスの提供に当たつての留意点	<p>① サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、運営に関する基準①32に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	平29宇告44第59条	

### 【短時間型通所サービス】

#### 5 運営に関する基準②

項目	基準	根拠条文	評価
1 短時間型通所サービスの基本取扱方針	<p>① サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	平29宇告45第56条	
2 サービスの具体的取扱方針	<p>① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した短時間型通所サービス個別計画（以下この章において「個別計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 事業所の管理者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 事業所の管理者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p>	平29宇告45第57条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>十 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十一 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。</p> <p>十二 一から十までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。</p>		
3 サービスの提供に当たつての留意点	<p>① サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、運動器機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、運営に関する基準①32に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	平29字告45第58条	

### 【通所介護相当サービス】

#### 6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	<p>① 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 通所介護相当サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（ア）に規定する通所介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10.27円</p> <p>ア 通所介護相当サービス費（Ⅰ） 943単位</p> <p>イ 通所介護相当サービス費（Ⅱ） 1,655単位</p> <p>ウ 通所介護相当サービス費（Ⅲ） 1,934単位</p> <p>エ 通所介護相当サービス費（Ⅳ） 3,393単位</p>	平29字告47第2条  平29字告47第2条別表(2)	
	② 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。		
	<p>③ 指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条に規定する看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する指定通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 通所介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合（市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。）</p> <p>(2) 通所介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 通所介護相当サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。）に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合（市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。）</p> <p>(4) 通所介護相当サービス費（Ⅳ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。）に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合（前号に掲げる場合を除く。）</p>		

項目	基準	根拠条文	評価
2 利用定員を超えた場合又は従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条第1項第3号に規定する利用者の数（1月当たりの平均の数をいう。）が同条第2項に規定する利用定員を超えている場合又は同条に規定する看護職員若しくは介護職員の員数を置いていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注1	
3 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	従業者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条第1項各号に規定する従業者をいう。）が中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注2	
4 若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によつて要支援者（法第7条第4項に規定する要支援者をいう。）となつた者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注3	
5 サービス種類相互の算定関係	① 利用者が介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防短期入所療養介護（同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短時間型通所サービス、住民主体型通いの場活動支援事業（総合実施要綱第4条第1号イ（ウ）に規定する住民主体型通いの場活動支援事業をいう。以下同じ。）又は通所型短期集中予防サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（エ）に規定する通所型短期集中予防サービスをいう。以下同じ。）を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(2)ア注4 平29宇告47第2条別表(2)ア注5	
	② 利用者が1の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。		

項目	基準	根拠条文	評価
6 同一の建物に居住する利用者にサービスを行った場合の減算	<p>事業所と同一の建物に居住する者又は事業所と同一の建物から当該事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、1月につき当該各号に定める単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 376単位</p> <p>(2) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 752単位</p>	平29宇告47第2条別表(2)ア注6	
7 生活機能向上グループ活動加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、8に掲げる運動器機能向上加算、9に掲げる栄養改善加算、10に掲げる口腔機能向上加算又はカに掲げる選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>一 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）その他通所介護相当サービス事業所の従業員が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス個別計画（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第58条第2号に規定する通所介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p> <p>二 通所介護相当サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>三 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>	平29宇告47第2条別表(2)イ	
8 運動器機能向上加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この8及び11において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位を加算する。</p> <p>一 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この8において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>三 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>四 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>五 2のただし書に規定する場合に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。</p>	平29宇告47第2条別表(2)ウ	

項目	基準	根拠条文	評価
9 栄養改善加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この9及び11において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき150単位を加算する。</p> <p>一 指定通所介護相当サービス事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この9において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画（以下「栄養ケア計画」という。）を作成していること。</p> <p>三 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行つているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>四 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>五 2のただし書に規定する場合に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。</p>	平29宇告47 第2条別表(2) エ	
10 口腔機能向上加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この10及び11において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき150単位を加算する。</p> <p>一 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下この10において「言語聴覚士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画（以下「口腔機能改善管理指導計画」という。）を作成していること。</p> <p>三 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士等が口腔機能向上サービスを行つているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>四 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>五 2のただし書に規定する場合に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。</p>	平29宇告47 第2条別表(2) オ	
11 選択的サービス複数実施加算	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「改正前の基準」という。）第109号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「指定通所介護相当サービス」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、8に掲げる運動器機能向上加算、9に掲げる栄養改善加算又は10に掲げる口腔機能向上加算を算定している場合は、次の各号に掲げる加算は算定しない。また、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>一 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位</p> <p>二 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準  イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）  次のいずれにも適合すること。  (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」）のうち、2種類のサービスを実施していること。  (2) 利用者が指定介護予防通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行つていること。  (3) 利用者に対し、選択的サービスのいずれかのサービスを1月に2回以上行つていること。  ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）  (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。  (2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。  （平27厚告95 百九）</p>	平29宇告47 第2条別表(2) カ	



項目	基準	根拠条文	評価
12 事業所評価加算	<p>改正前の基準第110号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（8から10までのいずれかに掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、当該届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき120単位を加算する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。</p> <p>ロ 評価対象期間における指定介護予防通所介護事業所の利用実人数が10名以上であること。</p> <p>ハ <math>\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションをそれぞれ利用した者の数}} \geq 0.6</math></p> <p>ニ <math>\frac{\text{要支援状態区分の維持者} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7</math> (平27厚告95 百十)</p>	平29宇告47第2条別表(2)キ	
13 サービス提供体制強化加算	<p>改正前の基準第111号において読み替えて準用する同基準第23号に規定する基準（この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも」とあるのは「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）別表第2号ア注書第1項ただし書に規定する場合に」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じ、1月につき次の各号に掲げる区分に従い所定単位数を加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 72単位</p> <p>イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 144単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 48単位</p> <p>イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 96単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 24単位</p> <p>イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者（要支援2に限る。） 48単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (平27厚告95 百十一)</p>	平29宇告47第2条別表(2)ク	

項目	基準	根拠条文	評価
14 生活機能向上連携加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、1月につき200単位を加算する。ただし、8を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下このケにおいて「理学療法士等」という。）が、指定通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下このケにおいて「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第59条第1号に規定するアセスメントをいう。）又は支援（同号に規定する支援をいう。）、利用者の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。</p> <p>二 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>三 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	平29字告47第2条別表(2)ケ	
15 栄養スクリーニング加算	2に規定する利用定員を超えている場合に該当しないものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、6月に1回を限度として1回につき5単位を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	平29字告47第2条別表(2)コ	
16 介護職員処遇改善加算	<p>改正前の基準第112号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからクまでの規定により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平29字告47第2条別表(2)サ	
17 介護職員等特定処遇改善加算	<p>市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	平29字告47第2条別表(2)シ	

項目	基準	根拠条文	評価
<b>【短時間型通所サービス】</b>			
6 サービス費用算定に関する基準			
項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	<p>① 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 生活支援型訪問サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。） 10円</p> <p>ア 短時間型通所サービス費 296単位</p> <p>② 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>③ 短時間型通所サービス事業所（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する短時間型通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、短時間型通所サービス（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定短時間型通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。</p>	<p>平29宇告47第2条</p> <p>平29宇告47第2条別表(4)</p>	
2 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	<p>従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第44条第1項各号に規定する従業者をいう。）が辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(4)ア注2</p>	
3 サービス種類相互の算定関係	<p>① 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、通所介護相当サービス、住民主体型通いの場活動支援事業又は通所型短期集中予防サービスを受けている間は、短時間型通所サービス費は、算定しない。</p> <p>② 利用者が1の事業所において短時間型通所サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が短時間型通所サービスを行った場合に、短時間型通所サービス費は、算定しない。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(4)ア注3</p> <p>平29宇告47第2条別表(4)ア注4</p>	
4 送迎加算	<p>利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき45単位を加算する。ただし、事業所と同一の建物に居住する者又は事業所と同一の建物から当該事業所に通う者（傷病により送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により一時的に送迎が必要であると認められる利用者を除く。）に対し送迎を行った場合は、この限りでない。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(4)イ</p>	
5 入浴介助加算	<p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行うものとして市長に届け出て、当該人員及び設備を有して入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を加算する。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(4)ウ</p>	
6 運動器機能向上加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この6において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1回につき40単位を加算する。</p> <p>一 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この6において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>三 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>四 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(4)エ</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>五 指定生活支援型サービス等基準等要綱第44条第1項第2号に規定する利用者の数（1月当たりの平均の数をいう。）が指定生活支援型サービス等基準等要綱第46条第2項第1号アに規定する利用定員を超えていない短時間型通所サービス事業所であること。</p>		
7 生活機能向上連携加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、1回につき所定単位数を加算する。ただし、エを算定している場合は、1回につき17単位を加算する。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下このオにおいて「理学療法士等」という。）が、短時間型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下このオにおいて「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第58条第1号に規定するアセスメントをいう。）又は支援（同号に規定する支援をいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。</p> <p>二 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>三 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	平29宇告47第2条別表(4)オ	
8 介護職員処遇改善相当加算	<p>改正前の基準第112号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定短時間型通所サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 25単位</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 18単位</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 10単位</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 9単位</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 8単位</p>	平29宇告47第2条別表(4)カ	
9 介護職員等特定処遇改善相当加算	<p>市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅰ） 5単位</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅱ） 4単位</p>	平29宇告47第2条別表(4)キ	

注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。